

アミカスブリーフ制度 について

令和元年10月31日
日本弁理士会
知財システム検討WG

目次

1. アミカスブリーフ制度とは
2. 米国の状況
3. 日本の裁判例
4. 日本における類似の制度
5. 日本弁理士会の取組
6. 日本へのアミカスブリーフ制度導入の可否についての意見
7. 日本弁理士会の意見

1. アミカスブリーフ制度とは

- ・ 裁判所に対して、
- ・ 当事者及び参加人以外の第三者※が
- ・ 事件の処理に有用な意見や資料※※を提出する制度である

※アミカスキュリエ (Amicus Curiae) : 裁判所の友)ともいう

※※これらの意見や資料が、アミカスブリーフ (Amicus Brief) である

- ・アミカス・キュリエの起源は、英国に遡る。「いかなる第三者も、アミカス・キュリエとして裁判所に提議することができる」との内容の立法あり(1403年頃)
- ・米国は、英国法を継受し、広く用いられている。連邦最高裁に係属する事件(知財を含む)の95%以上に第三者からの意見書
が提出
- ・米国は、陪審制がとられ、歴史的に政府任命裁判官に対する警戒心が強く、民主的コントロールの要請が強いことも、アミカス・キュリエが馴染む要因と考えられる。
- ・日本の民事訴訟法は、ドイツ法に起源がある大陸法系であり、採用されなかった。日本は、キャリア裁判官を中心としており、相対的に民主的コントロールの要請が弱いことも採用されない一因であろう。

2. 米国の状況

・アミカスキュリエとなり得る者は、弁護士、学者、個人、企業、業界団体、行政機関など、特段の制限はない。

具体的には、AIPLA, FCA, Bar Association of the District of Columbia, BIO, IPO, The United States, Intel, Houston IP Law Association, ABAなどによるアミカスブリーフの提出が多い。

・アミカスブリーフは、基本的にはいずれかの当事者を支持する必要があるが、中立的な立場からいずれも支持しない情報提供も可能な場合がある。

- ・最高裁規則Rule37, 連邦控訴手続規則のRule 29及び連邦巡回控訴裁判所規則のRule 29等に各根拠規定がある
- ・最高裁規則は, 上告許可・不許可の検討の前や口頭弁論前に両当事者の書面による同意を得てアミカスキュリエがアミカスブリーフを提出することが可能であり, 当事者の同意が無い場合であっても, 裁判所からの要求・許可があった場合, アミカスキュリエが連邦訴務官や行政機関である場合には提出できる旨を規定する
- ・連邦巡回控訴裁判所規則は, 原則当事者の書面による同意又は裁判所の許可を得ればアミカスキュリエはアミカスブリーフを提出することができ, 特定のアミカスキュリエ(連邦政府, 州等)には当事者の同意又は裁判所の許可無しにアミカスブリーフを提出することが可能な旨を規定する

- ・当事者だけでは提出されない専門知識が裁判所に提供されることが期待でき、更に判決によって影響を受ける者に何らかの形で訴訟に参加可能ならしめることができ、ひいては、社会利益を法形成に反映することも可能となる、と評価されている。
 - ・特許事件において活用されており、①CAFC(PANEL)におけるアミカスブリーフ付き判例数(1989 - 2009)は117件(全体の5%に相当)、②CAFC(enbanc)におけるアミカスブリーフ付き判例数(1989 - 2009)は8件(全体の66%に相当)である。
- また、多数のアミカスブリーフが提出される事件もあり、“In Re Bilski(2008-filed)”では40件のアミカスブリーフが提出された。

米国制度についての資料提供(2011年当時):

埼玉工業大学専任講師 井上理穂子氏

3. 日本の裁判例

—アップル対三星事件—

知財高判平成26年5月16日

(平成25年(ネ)第10043号)

アップル社

UMTS規格に準拠した
iPhone 4等を販売

特許権侵害に基づく損害
賠償請求権の不存在確認

三星社
(特許権者)

UMTS規格に必須の特許で
あるとしてFRANDでのライセ
ンスを宣言

裁判所

当事者の協力を得た上で、国内、国外を問わず広く
意見を募集した

「意見募集」の理由と対象事項

意見募集の理由：

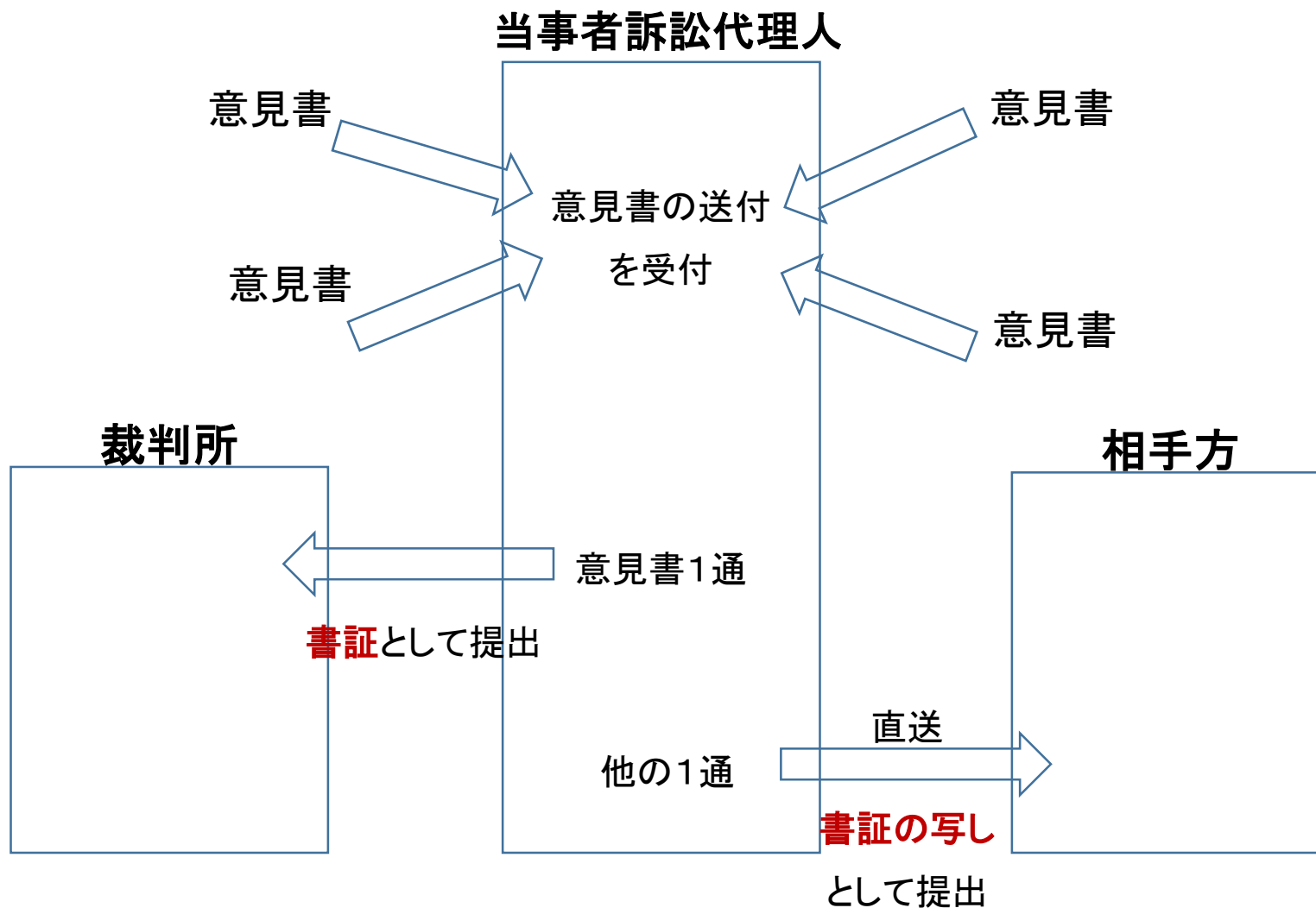
下記争点が、我が国のみならず国際的な観点から捉えるべき**重要な論点**であり、かつ、当裁判所における法的判断が、技術開発や技術の活用の在り方、企業活動、社会生活等に与える**影響が大きい**ことに鑑みた

意見募集の対象事項：

「標準化機関において定められた標準規格に必須となる特許についていわゆる**(F)RAND宣言**（(Fair,)Reasonable and Non-Discriminatoryな条件で実施許諾を行うとの宣言）**がされた場合の当該特許による差止請求権及び損害賠償請求権の行使に何らかの制限があるか。**」の争点に限定

意見募集の具体的方法

裁判所と両当事者が、下記内容の訴訟上の合意をした



寄せられた意見

日本と欧米計**8カ国**から合計**58通**の意見が寄せられた。

本判決中における謝辞

「これらの意見は、裁判所が広い視野に立って**適正な判断**を示すための**貴重かつ有益な資料**であり、意見を提出するために多大な労を執った各位に対し、**深甚なる敬意**を表する次第である。

プロダクト・バイ・プロセス・クレーム最高裁判決について

最判平成27年6月5日・最高裁判所民事判例集(民集)69巻4号700頁(平成24年(受)第1204号特許権侵害差止請求事件)について、同最判の判示が**実務に重要な影響を与えるもの**であり、このような事件においては、裁判所限りで判断をするのではなく、当事者以外の**第三者から意見聴取をすることが望ましい**との意見がある。

元知財高裁所長 弁護士 飯村敏明

(特許研究 PATENT STUDIES No.60 2015/9)

4. 日本における類似の制度

(審決取消訴訟における特許庁長官の意見)

第一百八十条の二 **裁判所は、**第一百七十九条ただし書に規定する訴えの提起があつたときは、**特許庁長官に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を求めることができる。**

2 特許庁長官は、第一百七十九条ただし書に規定する訴えの提起があつたときは、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を述べることができる。

3 特許庁長官は、特許庁の職員でその指定する者に前二項の意見を述べさせることができる。

実際に意見を求めた事案

・知財高判平成18年11月29日(平成17年(行ケ)第10673号)ひよこ立体商標事件

・知財高判平成24年1月27日(平成21年(行ケ)第10284号)プラバスタチン事件控訴審

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の
権限等に関する法律（昭和二十二年十二月十七日法律
第百九十四号）

「**第四条** **法務大臣は、**国の利害又は公共の福祉
に重大な関係のある訴訟において、裁判所の許可
を得て、**裁判所に対し、自ら意見を述べ、又はその
指定する所部の職員に意見を述べさせることができ
る。**」

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

「（損害額についての委員会の意見の請求）

第八十四条

第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えが提起されたときは、**裁判所は、公正取引委員会に対し**、同条に規定する違反行為によつて生じた損害の額について、意見を求めることができる。

（2）前項の規定は、第二十五条の規定による損害賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。」

民事訴訟法

(調査の囑託)

第百八十六条 裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に囑託することができる。

いずれの制度も、第三者から広く意見を求めるものではない。

5. 日本弁理士会の取組

平成23年度：アミカスブリーフ委員会
平成24年度：アミカスブリーフ委員会
平成25年度：知財訴訟委員会

【参考】

平成26年5月：アップル対三星事件の判決言い渡し

アミカスブリーフのトライアル

委員会において、実際にアミカスブリーフをドラフトし、公開・掲載した

1. 平成23年度：不服2008-21115審決に対する訴えについての意見書（パテント2012 Vol.65 No.3にて公開）
2. 平成24年度：平成24年（行ノ）第10003号（平成21年（行ケ）第10284号）プラバスタチン特許侵害訴訟事件についての意見書（日本弁理士会電子フォーラムに掲載）
3. 平成25年度：平成25年（ネ）第10043号大合議事件に対する情報又は意見の提供（日本弁理士会電子フォーラムに掲載）

6. 日本へのアミカスブリーフ制度導入の可否についての意見

- ・民訴310条の2を改正するなどして、知財高裁大合議部係属の事件に限り、日本版アミカスブリーフ制度を正面から導入するような立法措置を講じることが望ましい(一橋大学 小林秀之教授ほか ビジネス法務2014.6)
- ・裁判所の判断材料を豊富にするという観点から、アミカス・キュリエなどの考え方と共通すると思うが、裁判所による専門的情報等の収集制度の採用に賛成したい(竹下守夫 ジュリスト 1992.3.1(No.996))

7. 意見

- ・アミカスブリーフ制度の導入によって、多角的な観点から裁判所が判断する手助けとなることが期待されるのではないか。
- ・アミカスブリーフ制度については、**日本版のアミカスブリーフ制度**を検討することがよいのではないか。
- ・日本版のアミカスブリーフ制度は、当事者主張・立証主義を前提として、例えば、知財高裁大合議部係属事件のうち裁判所が必要と認める場合に限ること、意見募集の対象事項を限定して意見募集すること等を検討していくことがよいのではないか。

例：アップル対三星事件

- ・意見募集の対象事項を限定 等

ご清聴ありがとうございました